

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく
「緊急事態宣言」解除に伴う日建連北陸支部の事務局体制に関するお知らせ**

2020 年 5 月 18 日
一般社団法人日本建設業連合会北陸支部

今般、新型コロナウイルスによる感染者数の急速な拡大を受けて、政府対策本部が 4 月 7 日に発令された「緊急事態宣言」については、5 月 14 日に新潟県を含む 39 県が解除されました。

このため、同宣言解除及び新潟県の対応状況に鑑み、北陸支部は本日から通常の勤務体制としておりますので、お知らせいたします。

皆様には、大変ご迷惑をお掛け致したところですが、事業継続体制にご理解とご協力をいただきましたことにお詫びと感謝を申し上げます。

以上